

指宿市空家等対策計画



令和2年4月

指 宿 市

■目次

第1章	はじめに	1
	1. 計画の背景	
	2. 計画の目的	
	3. 計画の位置づけ	
	4. 計画の期間	
	5. 計画の対象地域	
	6. 対象とする空家等の種類	
第2章	空家等対策の基本的な指針	2
	1. 所有者等による管理の責務と意識の涵養	
	2. 特定空家等への取り組み	
	3. 所有者等からの相談に対する取り組み	
	4. 地域住民・民間事業者と連携した対策の取り組み	
第3章	空家等及び所有者等の把握と情報管理	3
	1. 趣旨	
	2. 空家等の実態及び所有者等の調査	
	3. 所有者等の区分	
	4. 空家等及び所有者等のデータベース化と情報管理	
第4章	空家等の適切な管理の促進	5
	1. 趣旨	
	2. 所有者等の意識の涵養	
	3. 相談体制の整備	
第5章	特定空家等及び管理不全な空家等に対する措置及びその他の の対処	6
	1. 趣旨	
	2. 措置の優先	
	3. 措置の実施	
	4. 危険な状態が急迫したときの対応	
	5. 管理不全な空家等への措置	
第6章	空家等の活用の促進	9
	1. 趣旨	
	2. 利活用可能な空家等の情報収集と情報提供	

3. 地域や外部関係団体と連携した空家活用事業の推進
4. 空家等及び跡地の活用の促進

第7章 空家等対策の実施体制 10

1. 空家等対策の役割分担
2. 空家等対策に係る関係部署の連携
3. 指宿市空家等対策協議会

資料 12

- 空家等対策の推進に関する特別措置法
- 指宿市安全・安心まちづくり条例
- 指宿市空家等対策協議会設置要綱
- 指宿市空家等対策推進委員会設置規程

第1章 はじめに

1. 計画の背景

近年、地域における人口及び世帯数の減少や既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、使用されていない住宅・建築物が年々増加してきています。本市においても、2,161件（令和元年・消防団調査）の空家があり、平成28年の調査から約8.4%増加しており、今後も空家は増加すると考えられます。空家になったにもかかわらず、適切な管理が行われなまま放置された状態の空家は、防災・防犯・安全・環境・景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしているものもあり、早急な対策の実施が求められています。

2. 計画の目的

空家問題の抜本的な解決策として平成27年5月「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「法」という。）が施行され、危険な放置空家について、各自治体に立入調査の権限を付与し、「所有者及び相続関係者」（以下、「所有者等」という。）に修繕や撤去などの助言・指導、勧告、命令を行えるほか、最終的に行政代執行による撤去も出来ることが定められました。

また、平成29年3月にはかごしま空き家対策連絡協議会発行の「空き家対策実務者のための手引書」（以下、「手引書」という。）により、具体的な方策が示されました。

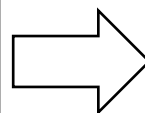
指宿市空家等対策計画は、法の趣旨を踏まえ、市の空家等対策について市民への周知を図るとともに、今後の空家等対策を総合的かつ計画的に実施することを目的としています。

3. 計画の位置づけ

この「指宿市空家等対策計画」（以下、「空家等対策計画」という。）は、法第6条の規定に基づき、地域社会の健全な維持のため、空家等に関する問題について、本市が取り組むべき方策の方向性について、国が示す『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）を参考に、基本的な考え方を示したものであり、本市の空家等対策の基礎となるものです。

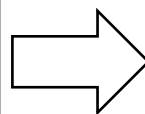
空家等対策の推進に関する特別措置法（法律第127号）

第6条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。



指宿市安全・安心まちづくり条例（条例第225号）

第7条 所有者等は、安全・安心まちづくりについての理解を深め、その所有し、又は管理する土地、建物、店舗、事業所等の安全確保に努めるとともに、安全・安心まちづくりに積極的に取り組み、及び市がこの条例に基づき推進する施策に協力するよう努めるものとする。



指宿市空家等対策計画

4. 計画の期間

空家等対策計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年間とします。ただし、各種施策の実施や社会情勢等の変化等により、必要に応じて見直していくものとします。

5. 計画の対象地域

空家等対策計画の対象地区は、市内全域とします。

6. 対象とする空家等の種類

空家等対策計画で対象とする空家等の種類は、法第2条第1項に規定された「空家等」及び、第2項に規定された「特定空家等」とします。

※ 空家等

建築物又はこれに付随する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいいます。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除きます。

※ 特定空家等

「空家等」のうち、以下の状態にあるものをいいます。

- ① そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
(別紙1 P17)
- ② そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
(別紙2 P20)
- ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
(別紙3 P21)
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
(別紙4 P22)

第2章 空家等対策の基本的な指針

1. 所有者等による管理の責務と意識の涵養

空家等をもたらす問題は、第一義的には所有者等が自らの責任により的確に対応することが前提です。所有者等に対して空家等の適正な管理や利活用の意識付けを行うことが重要であり、また、相続、転勤などにより、全ての人が空家等の所有者等となる可能性があることを知らしめることも重要です。そのため、広く所有者に対し啓発を行い、空家等問題に関する意識の涵養を行います。

2. 特定空家等への取り組み

特定空家等は、倒壊、火災の危険性や雑草の繁茂、害虫の繁殖など地域住民の生活環境に悪影響を与えることから、優先的に取り組んでいきます。

3. 所有者等からの相談に対する取り組み

空家等の所有者等に対し、空家等対策の情報提供を行うとともに所有者等からの空家等の利活用や維持管理、除却等の相談に迅速かつ的確に対応するために関係部署や専門家と連携した相談体制を構築します。

4. 地域住民・民間事業者と連携した対策の取り組み

空家等の問題は、地域の生活環境に与える影響が大きいことから、地域の問題としてとらえ、地域住民の参加のもと民間事業者と連携を図り、空家等の適切な管理や利活用を推進し、安全・安心に暮らせるまちづくりを目指します。

第3章 空家等及び所有者等の把握と情報管理

1. 趣旨

住民から寄せられた通報や相談により、適切な管理が行われていない空家等が確認された場合、関係法令に基づき立入調査を行うとともに、所有者等を確認するための調査を行い、得られた情報はデータベース化により適正な管理を行います。

2. 空家等の実態及び所有者等の調査

- (1) 空家等の状態及び所在等を把握するため、自治会、地域住民等と連携しながら、調査を実施します。
- (2) 特定した空家等は、所有者等の特定を行うため、周辺住民のヒアリング、登記情報、建築確認申請情報、戸籍簿情報、固定資産税の課税情報について関係者部署から情報収集等を行います。
- (3) 特定空家等の判断に必要な調査及び助言・指導する必要がある場合等に、空家等の敷地内に立入調査を行います。また、所有者等の関係者に質問し、必要な報告を求めます。

市空家等の現状（消防団調査による数値）

（単位：棟）

調査時点	危険空き家				それ以外の空き家				空き家合計			
	R1.9	H28.12	H25.10	H22.11	R1.9	H28.12	H25.10	H22.11	R1.9	H28.12	H25.10	H22.11
指宿地域	122	107	77	39	1,113	1,112	1,018	610	1,235	1,219	1,095	649
前回比	15	30	38		1	94	408		16	124	446	
山川地域	39	31	45	55	457	415	326	289	496	446	371	344
前回比	8	△ 14	△ 10		42	89	37		50	75	27	
開聞地域	47	27	28	14	383	302	226	234	430	329	254	248
前回比	20	△ 1	14		81	76	△ 8		101	75	6	
計	208	165	150	108	1,953	1,829	1,570	1,133	2,161	1,994	1,720	1,241
前回比	43	15	42		124	259	437		167	274	479	

3. 所有者等の区分

所有者等の確認のため、法第10条の規定に基づき、固定資産税情報等の提供を依頼し、提供された情報をもとに次のとおり所有者等を確認し、区分します。

(1) 「所有者存在」と区分する所有者等

提供された情報により所有者等が確認され、文書の送達が確認できたもの。

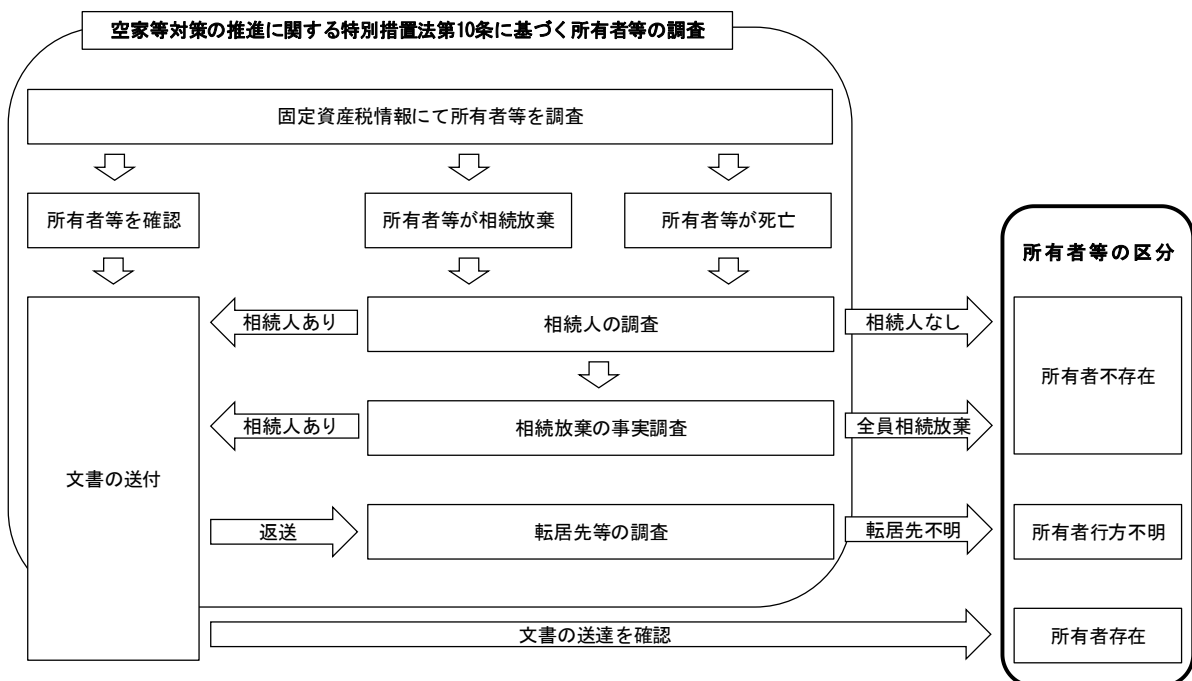
(2) 「所有者不存在」と区分する所有者等

ア 提供された情報により所有者等が確認できないもの。

イ 固定資産税情報で相続放棄の事実が確認できず、家庭裁判所に相続放棄の事実を照会した結果、法定相続人全員の相続放棄が確認されたもの。

(3) 「所有者行方不明」と区分する所有者等

提供された情報により所有者等を確認し、所有者等に文書を送付したが、返送されたもの。



4. 空家等及び所有者等のデータベース化と情報管理

空家等の調査により取得した情報及び当該空家等対策計画を行うために必要な情報については、データベースを整備し、危機管理課にて管理します。

なお、データベースの情報は、以下のとおりとします。

- ① 空家基本情報（所在地、建物種類、階数、構造等）
- ② 現地調査情報（老朽度、周辺への影響、維持管理の状態）
- ③ 所有者特定情報（土地・建物所有者等の住所、連絡先等）
- ④ 所有者の意向調査
- ⑤ 利活用の促進（情報提供等の履歴）
- ⑥ 適切な管理の促進（助言や指導等の履歴）

第4章 空家等の適切な管理の促進

1. 趣旨

市は、個人の財産である空家等の適正な管理については、所有者等が自ら行うことが原則であることの理解を改めて促し、管理不全状態になることを未然に防ぐための対策を進めていくこととします。

2. 所有者等の意識の涵養

市は、特定空家等の発生を未然に防ぐため、所有者等の意識の向上に努めます

- (1) 市は、広報紙やホームページ等の活用、セミナー等の開催を行い、空家等の管理について、所有者等の意識啓発に努めます。
- (2) 市は、広報紙やホームページ等を通じて、空家の所有者等に対して、市が行っている「地域提案型空き家活用事業」等についての情報提供を行います。

3. 相談体制の整備

(1) 相談窓口の設置

市は、空家等に関する相談窓口を危機管理課内に設置し、相談の内容に応じて関係課・関係機関と連携しながら対応します。

(2) 関係機関との連携

対応が困難な事例等については、鹿児島県や指宿市空家等対策協議会（以下、「協議会」という。）及びその他関係機関と連携し対応していきます。

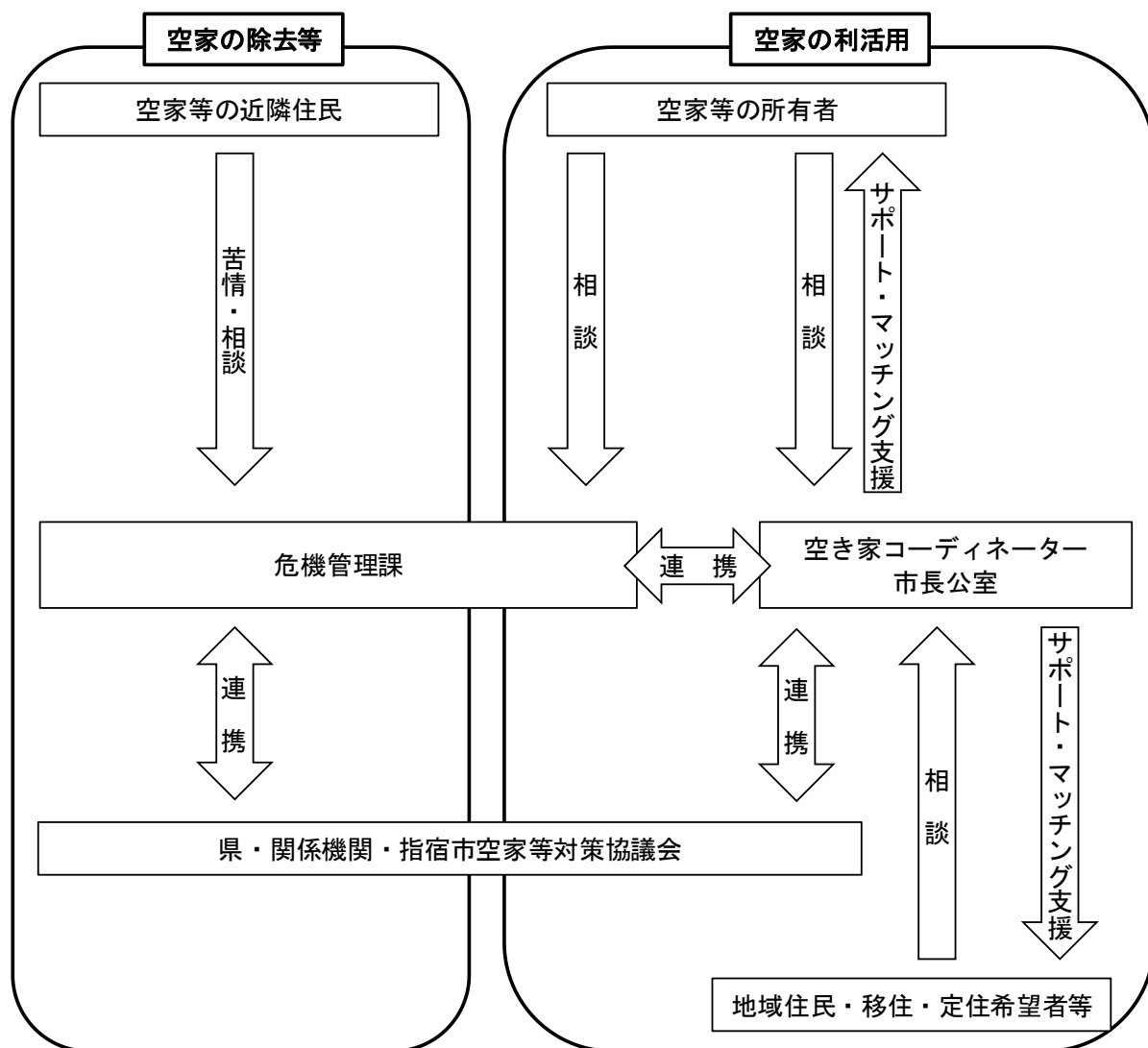
(3) 空き家活用コーディネーター（市長公室）の設置

空き家活用コーディネーターによる空家所有者への空家活用の啓発、活用可能な空家の掘り起しを行い、移住・定住希望者へサポート、住まい、地域のマッチングを支援します。

(4) 職員のスキルアップ

空家等に関するあらゆる相談に適切に対応するため、国、県等が主催する説明会及び関係機関が実施する研修会等に積極的に参加する等、担当職員のスキルアップを図ります。

相談体制イメージ



第5章 特定空家等及び管理不全な空家等に対する措置及びその他の対処

1. 趣旨

市は、空家等について、必要な措置を講じることによって、市内の防災・防犯・安全・環境・地域の活性化・景観保全等の維持に努めることとします。

2. 措置の優先

市は、市内の空家等のうち地域住民の生命・身体・財産の保護及び生活環境の保全等のため、特定空家等から優先して措置を行うこととします。

なお、措置内容の決定にあたっては、協議会の意見を求めることとします。

また、内容の変更を行う場合は、必要に応じて意見を求めるものとします。

3. 措置の実施

(1) 特定空家等への措置

① 助言・指導

市長は、法第14条第1項の規定に基づき、特定空家等の所有者等に対して、適切な管理のために必要な措置を講ずるよう助言・指導を行います。

② 勧告

市長は、助言・指導を行っても改善が見られない場合は、法第14条第2項の規定に基づき、適切な管理のために必要な措置を講ずるよう勧告を行います。

③ 命令

ア 市長は、勧告を行っても改善が見られない場合で、著しく管理不完全な状態であると認めるときは、法第14条第3項の規定に基づき、所有者等に対して相当な猶予期限を定めて必要な措置を講じるよう命じます。

イ 命令を実施する場合においては、法第14条第4項の規定に基づき、あらかじめ、その措置を命じようとする所有者等に対し、命じようとする措置及びその事由等を記載した通知書を交付し、措置を命じようとする所有者等又はその代理人に対し、意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えることとします。

ウ イの通知書の交付を受けた所有者等又はその代理人は、法第14条第5項の規定に基づき、その交付を受けた5日以内に市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を請求できます。

エ 市長は、ウによる意見の聴取があった場合は、法第14条第6項の規定に基づき、意見の聴取を行います。

オ 市長は、エを行う場合は、措置を命じようとする所有者等又はその代理人に対し、法第14条第7項の規定に基づき、命じようとする措置並び意見の聴取の期日及び場所を通知し、これを公告します。

カ 措置を命じようとする所有者等又はその代理人は、法第14条第8項の規定に基づき、意見の聴取に際し、証人を出席させ、かつ、事故に有利な証拠を提出することができます。

④ 行政代執行

ア 市長は、命令を行っても改善が見られない場合は、法第14条第9項の規定に基づき、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定に基づき、所有者等に代わり、当該特定空家等の除却等必要な措置を行います。

イ この措置に要した費用については、当該所有者等に請求します。

4. 危険な状態が急迫したときの対応

市は、著しく危険な特定空家等により、通行人や隣家に被害を及ぼす恐れのある場合は、危険回避のための応急対応を行います。

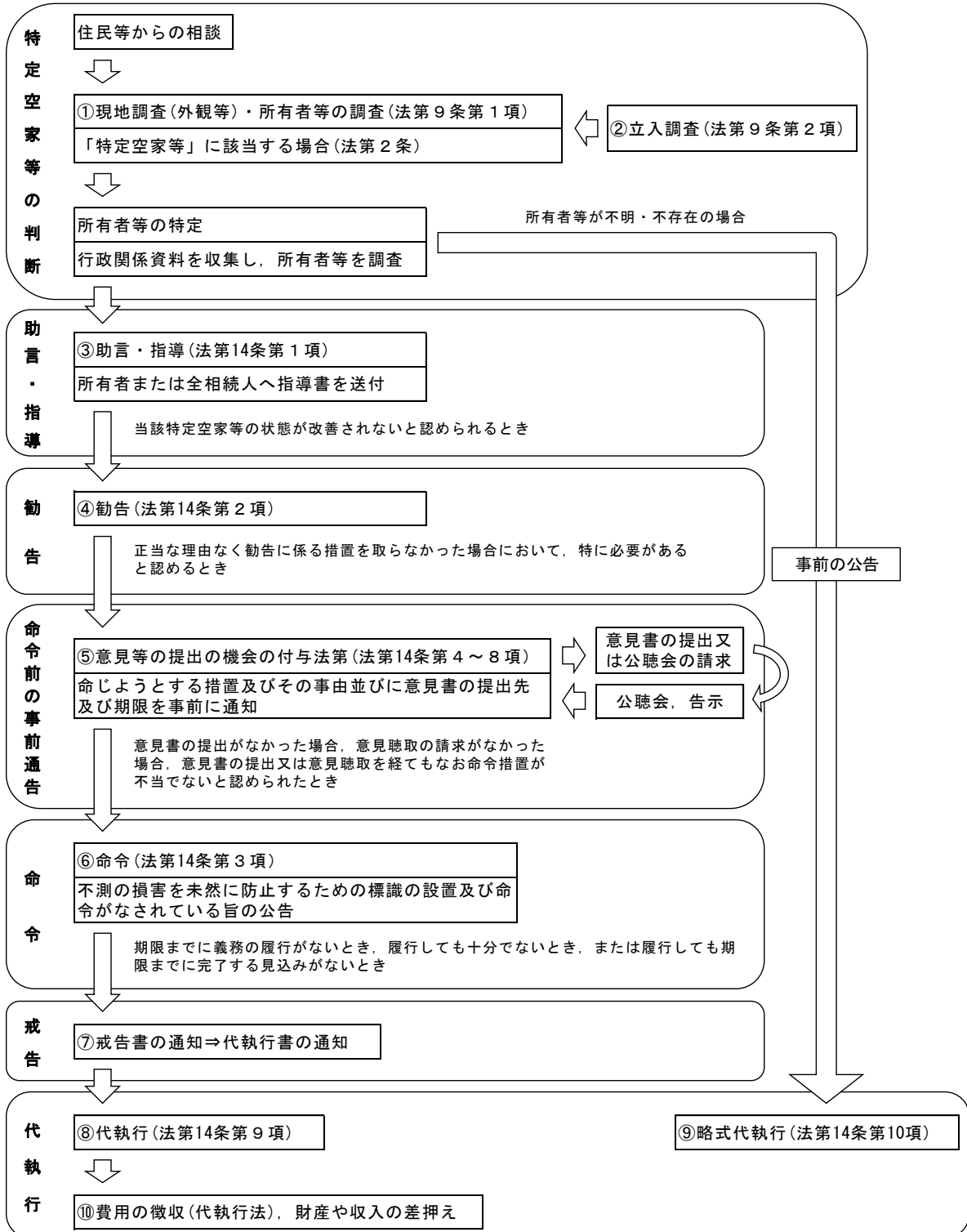
なお、対応できる空家等は、所有者等が特定できない、または既に隣家に何らかの被害を与えている場合に限ることとし、災害時等の緊急の場合も同様とします。

5. 管理不全な空家等の措置

市は、特定空家等に該当しない管理不全な空家等の所有者等に対しても、適切な管理をお願いする文書を郵送するなど、自発的な対応を促し、自治会等からの協力を求めながら経過を観察していきます。

なお、前項に掲げる措置のほか必要な対処については、協議会で協議し、実施することとします。

特定空家等への措置の流れ



第6章 空家等の活用の促進

1. 趣旨

市は、空家の適正な管理や、有効活用を促進するため、広報・周知を行うとともに、地域主体の空家活用の取組を支援します。

2. 利活用可能な空家等の情報収集と情報提供

市は、「空き家活用コーディネーター」を配置し、利用可能な空家等の情報収集や現地確認、移住希望者等への情報提供をワンストップで行います。

また、空家の適正管理や活用について、空家所有者や地域住民に広く関心を持っていただくための活動を行います。

3. 地域や外部関係団体と連携した空家活用事業の推進

市は、地域が主体的に行う空家活用の取組に対し、経費の一部を助成する「地域提案型空き家活用事業」を推進します。

また、不動産事業者などの外部関係団体と連携し、空家活用に向けた事業の展開を検討します。

4. 空家等及び跡地の活用の促進

除却だけを進めると空地が増加し、そのまま放置されれば、また別の問題が生じることが懸念されます。

そのため、所有者等に対し空家等の利活用を促すとともに、除却後の跡地も含め、空家等を有効に活用し、地域交流及び地域活性化の拠点箇所として利活用する方策について、関係団体を活用した利活用の提案や自治会等の地域との連携による活用などを所有者の意向も踏まえながら、関係機関と協議し実施します。

(1) 地域住民からの要望による活用

地域からの要望により、地域交流、地域活性化、福祉サービスの拠点など地域貢献について、所有者等の意向を踏まえ、利活用可能な空家等については、地域住民に情報を提供します。

また、跡地を地域防災に活用するなどの地域住民と協同した活用についても検討します。

(2) 地域に応じた柔軟な対策の検討

他の建築物との敷地の合併、菜園等への転換、シェアハウスや農産物加工所、地域の駐車場などへの柔軟な対応についても検討します。

(3) 関係法令等の遵守

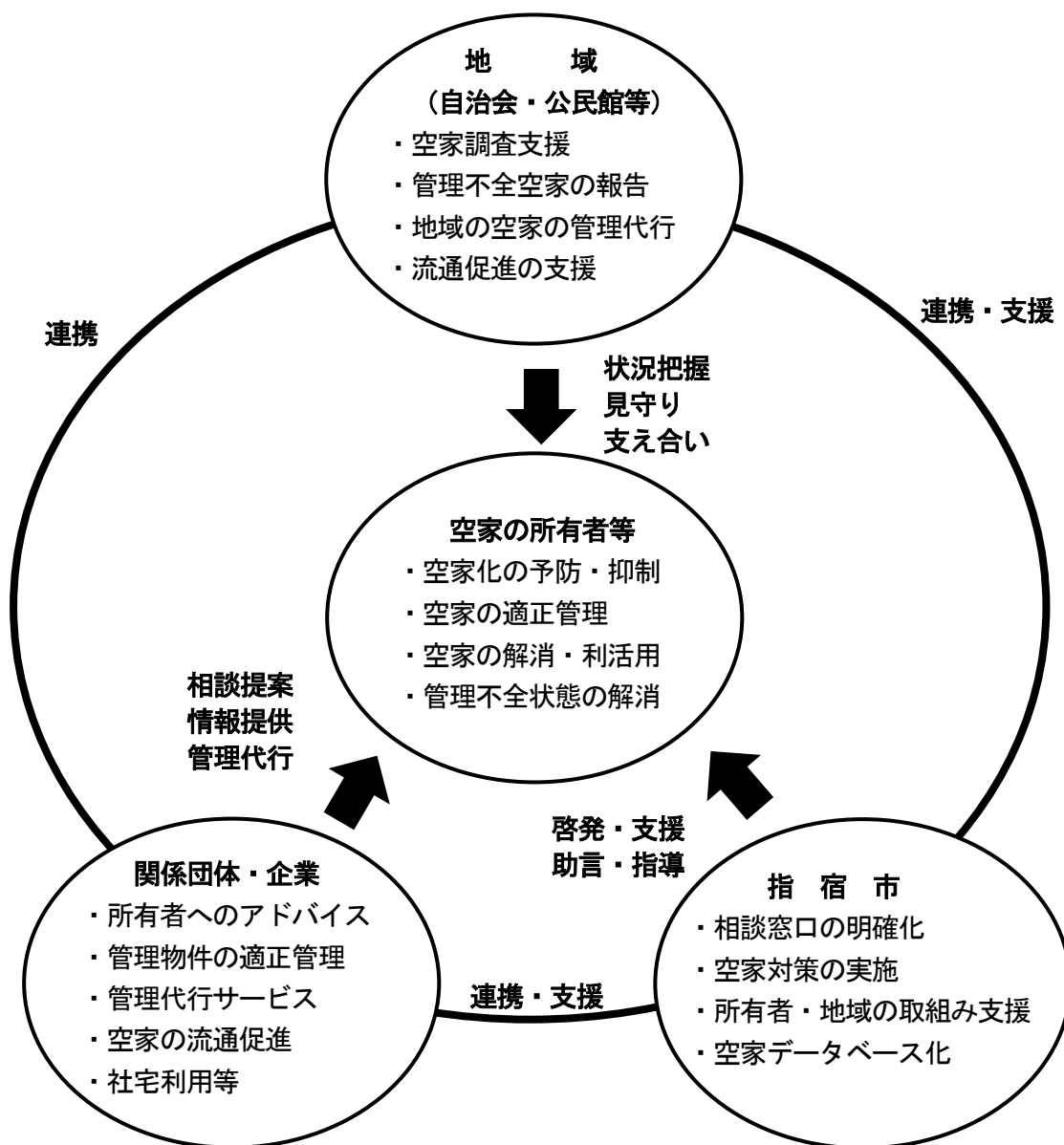
空家等を従前の用途以外で活用する場合は、建築基準法、都市計画法、消防法、旅館業法等の関係法令を遵守するため、関係機関と協議を行います。

また、市街化調整区域の場合にあっては、同一用途であっても都市計画部局との情報共有、連携を図ります。

第7章 空家等対策の実施体制

1. 空家等対策の役割分担

空家等対策は、所有者等だけの問題ではなく、地域のまちづくりの課題でもあることから、自治会・公民館等の地域、建築や不動産に関わる関係団体や企業、行政等が連携し、空家の解消や適正管理、利活用などの対策に取り組むこととします。



2. 空家等対策に係る関係部署の連携

空家等に関する対策は多岐に渡ることから、担当部署間で情報を共有し、対応することとします。

(庁内の組織体制及び役割)

課名	役割
危機管理課	<ul style="list-style-type: none">・空家等の適切な管理に関する総合窓口・空家等の調査・空家等の適切な管理の促進・措置及び対処の実施・協議会及びその他関係機関との連絡調整・その他施策全般
環境政策課	<ul style="list-style-type: none">・空家等周辺の生活環境の保全に関する協力
建築課	<ul style="list-style-type: none">・空家等の立入調査・特定空家等の技術的判断に関する協力
市長公室	<ul style="list-style-type: none">・空家等の活用の促進
税務課	<ul style="list-style-type: none">・特別措置法第10条第1項の規定に基づく固定資産税台帳等の資料提供

3. 指宿市空家等対策協議会

(1) 趣旨

市は、法第7条第1項の規定に基づき、空家等対策協議会を設置します。

(2) 所掌事務

協議会では、以下の協議を行うこととします。

- ① 空家等対策計画の策定及び変更に関すること。
- ② 空家等の適切な管理に関すること。

(3) 構成

協議会の構成は、指宿市空家等対策協議会設置要綱第4条の規定に基づき、市長のほか、10名以内をもって組織されます。

資料

○空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年 法律第 127 号）

（目的）

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（空家等の所有者等の責務）

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

（市町村の責務）

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

（基本指針）

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（空家等対策計画）

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）

を定めることができる。

- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
 - 二 計画期間
 - 三 空家等の調査に関する事項
 - 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
 - 六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
 - 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

（協議会）

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（都道府県による援助）

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

（立入調査等）

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す

証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期間を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期間を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

- 2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第五〇号で、本文に係る部分は、平成二七年二月二六日から、ただし書に係る部分は、平成二七年五月二六日から施行)

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(別紙1)

「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」であることを判断する際は、以下の1. (1) 若しくは(2) 又は2. に掲げる状態(将来そのような状態になることが予見される場合を含む。)に該当するか否かにより判断する。以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がある。

1. 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。

(1) 建築物が倒壊等するおそれがある。

以下の①又は②に掲げる事項に該当するか否かにより判断する。①又は②に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がある。

① 建築物の著しい傾斜

部材の破損や不同沈下等の状況により建築物に著しい傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断する。	
調査項目の例	・基礎に不同沈下がある。 ・柱が傾斜している。
【参考となる考え方】 下げ振り等を用いて建築物を調査できる状況にある場合、1/20 超の傾斜が認められる場合(平屋以外の建築物で、2階以上の階のみが傾斜している場合も、同様の数値で取り扱うことも考えられる。) ※「被災建築物応急危険度判定マニュアル」財団法人日本建築防災協会／全国被災建築物応急危険度判定協議会	

② 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等

(イ) 基礎及び土台	
基礎に大きな亀裂、多数のひび割れ、変形又は破損が発生しているか否か、腐食又は蟻害によって土台に大きな断面欠損が発生しているか否か、基礎と土台に大きなずれが発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。	
調査項目の例	・基礎が破損又は変形している。 ・土台が腐朽又は破損している。 ・基礎と土台にずれが発生している。
【参考となる考え方】 ・基礎のひび割れが著しく、土台に大きなずれが生じ、上部構造を支える役目を果たさなくなっている箇所が複数生じている場合。 ※「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」(監修 国土交通省住宅局建築指導課／財団法人日本建築防災協会) ・土台において木材に著しい腐食、破損若しくは蟻害があること又は緊結金物に著しい腐食がある場合。 ※「特殊建築物等定期調査業務基準」(監修 国土交通省住宅局建築指導課／財団法人日本建築防災協会)	

(ロ) 柱, はり, 筋かい, 柱とはりの接合	
構造耐力上主要な部分である柱, はり, 筋かいに大きな亀裂, 多数のひび割れ, 変形又は破損が発生しているか否か, 腐食又は蟻害によって構造耐力上主要な柱等に大きな断面欠損が発生しているか否か, 柱とはりの接合状況などを基に総合的に判断する。	
調査項目の例	<ul style="list-style-type: none"> ・柱, はり, 筋かいが腐朽, 破損又は変形している。 ・柱とはりにずれが発生している。
【参考となる考え方】 複数の筋かいに大きな亀裂や, 複数の柱・はりにずれが発生しており, 地震時に建築物に加わる水平力に対して安全性が懸念される場合	

(2) 屋根, 外壁等が脱落, 飛散等するおそれがある。

(イ) 屋根ふき材, ひさし又は軒	
全部又は一部において不陸, 剥離, 破損又は脱落が発生しているか否か, 緊結金具に著しい腐食があるか否かなどを基に総合的に判断する。	
調査項目の例	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根が変形している。 ・屋根ふき材が剥落している。 ・軒の裏板, たる木等が腐朽している。 ・軒がたれ下がっている。 ・雨樋がたれ下がっている。
【参考となる考え方】 目視でも, 屋根ふき材が脱落しそうな状態を確認できる場合	
(ロ) 外壁	
全部又は一部において剥離, 破損又は脱落が発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。	
調査項目の例	<ul style="list-style-type: none"> ・壁体を貫通する穴が生じている。 ・外壁の仕上材料が剥落, 腐朽又は破損し, 下地が露出している。 ・外壁のモルタルやタイル等の外装材に浮きが生じている。
【参考となる考え方】 目視でも, 上部の外壁が脱落しそうな状態を確認できる場合	
(ハ) 看板, 給湯設備, 屋上水槽等	
転倒が発生しているか否か, 剥離, 破損又は脱落が発生しているか否か, 支持部分の接合状況などを基に総合的に判断する。	
調査項目の例	<ul style="list-style-type: none"> ・看板の仕上材料が剥落している。 ・看板, 給湯設備, 屋上水槽等が転倒している。 ・看板, 給湯設備, 屋上水槽等が破損又は脱落している。 ・看板, 給湯設備, 屋上水槽等の支持部分が腐食している。
【参考となる考え方】 目視でも, 看板, 給湯設備, 屋上水槽等の支持部分が腐食している状態を, 確認できる場合	
(ニ) 屋外階段又はバルコニー	
全部又は一部において腐食, 破損又は脱落が発生しているか否か, 傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断する。	
調査項目の例	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外階段, バルコニーが腐食, 破損又は脱落している。

	・屋外階段、バルコニーが傾斜している。
【参考となる考え方】	
目視でも、屋外階段、バルコニーが傾斜している状態を確認できる場合	
(ホ) 門又は塀	
全部又は一部においてひび割れや破損が発生しているか、傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断する。	
調査項目の例	・門、塀にひび割れ、破損が生じている。 ・門、塀が傾斜している。
【参考となる考え方】	
目視でも、門、塀が傾斜している状態を確認できる場合	

2. 擁壁が老朽化し危険となるおそれがある。

擁壁の地盤条件、構造諸元及び障害状況並びに老朽化による変状の程度などを基に総合的に判断する。	
調査項目の例	・擁壁表面に水がしみ出し、流出している。 ・水抜き穴の詰りが生じている。 ・ひび割れが発生している。
【参考となる考え方】	
擁壁の種類に応じて、それぞれの基礎点（環境条件・障害状況）と変状点の組み合わせ（合計点）により、擁壁の劣化の背景となる環境条件を十分に把握した上で、老朽化に対する危険度を総合的に評価する。 ※「宅地擁壁老朽化判定マニュアル(案)」(監修 国土交通省都市局都市安全課)	

(別紙2)

「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」であることを判断する際は、以下の(1)又は(2)に掲げる状態(将来そのような状態になることが予見される場合を含む。)に該当するか否かにより判断する。以下に列举したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がある。

(1) 構造物又は設備等の破損が原因で以下の状態にある。

状態の例	<ul style="list-style-type: none">・吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況である。・浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。・排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
------	--

(2) ごみ等の放置、不法投棄が原因で、以下の状態にある。

状態の例	<ul style="list-style-type: none">・ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。・ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
------	--

(別紙3)

「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」であることを判断する際は、以下の(1)又は(2)に掲げる状態に該当するか否かにより判断する。以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がある。

(1) 適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態となっている。

状態の例	<ul style="list-style-type: none">・景観法に基づき、景観計画を作成している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合しない状態となっている。・景観法に基づき、都市計画に景観地区を定めている場合において、当該都市計画に定める建築物の形態意匠等の制限に著しく適合しない、又は条例で定める工作物の形態意匠等の制限等に著しく適合しない状態となっている。・地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態となっている。
------	---

(2) その他、以下のような状態にあり、周囲の景観と著しく不調和な状態である。

状態の例	<ul style="list-style-type: none">・屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上、大きく傷んだり汚れたまま放置されている。・多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。・看板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置されている。・立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。・敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置されている。
------	---

(別紙4)

「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」であることを判断する際は、以下の(1)、(2)又は(3)に掲げる状態に該当するか否かにより判断する。以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がある。

(1) 立木が原因で以下の状態にある。

状態の例	<ul style="list-style-type: none">・立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の走路や家屋の敷地等に枝等が大量に散らばっている。・立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。
------	---

(2) 空家等に住みついた動物等が原因で、以下の状態にある。

状態の例	<ul style="list-style-type: none">・動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。・動物のふん尿その他の汚物の放置により臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。・敷地外に動物の毛又は羽毛が大量に飛散し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。・多数のねずみ、はえ、蚊、のみ等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。・住みついた動物が周辺の土地・家屋に浸入し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。・シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。
------	--

(3) 構造物等の不適切な管理等が原因で、以下の状態にある。

状態の例	<ul style="list-style-type: none">・門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている。・屋根の雪止めの破損など不適切な管理により、空き家からの落雪が発生し、歩行者等の通行を妨げている。・周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が大量に流出している。
------	--

○指宿市安全・安心まちづくり条例（平成18年 条例第225号）

（目的）

第1条 この条例は、市民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪、事故又は災害を未然に防止し、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全・安心まちづくり」という。）に関し、基本理念並びに市、市民、事業者及び所有者等の責務を定め、それぞれが連携し、及び協力することにより、市民が安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
- (2) 事業者 市内で商業、工業その他の事業を営む者をいう。
- (3) 所有者等 市内に所在する土地、建物、店舗、事業所等を所有し、又は管理する者をいう。

（基本理念）

第3条 安全・安心まちづくりは、自らの安全は自らが守るという認識の下に行われる市民、事業者及び所有者等（以下「市民等」という。）の自主的な活動を基本とし、市及び市民等の役割について、相互に理解し、それぞれの連携及び協力により推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 安全・安心まちづくりのための広報啓発活動
- (2) 犯罪、事故又は災害の防止に配慮した公共的施設の普及その他環境の整備
- (3) 青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害環境の排除
- (4) 安全・安心まちづくりのための市民、防犯団体等の自主的な活動の促進
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項

2 市は、前項に規定する施策を策定し、及び実施するに当たっては、県、警察署その他の関係行政機関及び関係団体と常に緊密な連携を図るとともに、必要があると認めるときは、助言その他の支援を求めるよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、安全・安心まちづくりについての理解を深め、日常生活における自らの安全確保に努めるとともに、安全・安心まちづくりに積極的に取り組み、及び市がこの条例に基づき推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、犯罪、事故又は災害の発生時においては、相互に協力して被害者の救助、市、警察署その他の関係行政機関及び関係団体への通報等安全確保のための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、安全・安心まちづくりについての理解を深め、その事業活動を行うに当たり、その安全確保に努めるとともに、安全・安心まちづくりに積極的に取り組み、及び市がこの条例に基づき推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その従業員が安全・安心まちづくりに関する知識及び技術を習得する機会を

提供するよう努めるものとする。

(所有者等の責務)

第7条 所有者等は、安全・安心まちづくりについての理解を深め、その所有し、又は管理する土地、建物、店舗、事業所等の安全確保に努めるとともに、安全・安心まちづくりに積極的に取り組み、及び市がこの条例に基づき推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(活動推進団体等への支援)

第8条 市長は、市民等の安全・安心まちづくり活動の推進を図るため必要があると認めるときは、この活動を推進する者及び団体に対して情報の提供、助言その他必要な支援を行うことができる。

(助言指導)

第9条 市長は、安全・安心まちづくりを推進するため必要があると認めるときは、事業者及び所有者等に対し、犯罪、事故又は災害の防止に配慮した環境の整備に関し必要な助言指導を行うことができる。

(推進体制の整備)

第10条 市長は、安全・安心まちづくりを推進するため、市民等、県、警察署その他の関係行政機関及び関係団体が意見を交換し、並びに協力することができる体制の整備を図るよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

○指宿市空家等対策協議会設置要綱（令和元年 告示第 128 号の 1）

（設置）

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、指宿市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（定義）

第 2 条 この告示において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

（所掌事務）

第 3 条 協議会は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行う。

2 協議会は、前項に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関する事項について協議することができる。

（組織）

第 4 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、市長及び次に掲げる者のうちから市長が委嘱した者とする。

(1) 地域住民

(2) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第 6 条 協議会に会長を置く。

2 会長は、市長をもって充て、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 7 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な関係資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第 8 条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議の内容が指宿市情報公開条例（平成 18 年指宿市条例第 12 号）第 7 条に規定する不開示情報を含む場合には、公開しないものとする。

（委員報償金）

第 9 条 委員が会議に出席したときは、報償金を支給することとし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支払うものとする。

(1) 弁護士及びこれと同等と認められる職にある者又は同等の学識経験を有すると認められる者 日額 15,300 円

(2) 前号以外の者 日額 4,700 円

(守秘義務)

第 10 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 11 条 協議会の庶務は、総務部危機管理課において処理する。

(その他)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

○指宿市空家等対策推進委員会設置規程（平成 27 年 訓令第 1 号）

（設置）

第 1 条 空家等をもたらす問題を解消することを目的に，市の総合的な空家等対策のあり方について検討するため，指宿市空家等対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は，次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 空家等の実態把握等に関すること。
- (2) 総合的な空家等対策のあり方等に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか，空家等対策の推進に関すること。

（組織）

第 3 条 委員会の委員は，次の職にある者をもって充てる。

- (1) 市民福祉担当副市長
- (2) 総務部長
- (3) 市民生活部長
- (4) 市長公室長
- (5) 総務課長
- (6) 健幸・協働のまちづくり課長
- (7) 危機管理課長
- (8) 財政課長
- (9) 市民課長
- (10) 税務課長
- (11) 環境政策課長
- (12) 商工水産課長
- (13) 建築課長
- (14) 水道課長

2 委員会に，委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は，市民福祉担当副市長をもって充て，会務を総理する。

4 副委員長は，総務部長をもって充て，委員長の職務を補佐し，又は代理する。

（平 30 訓令 2 ・ 一部改正）

（会議の招集等）

第 4 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は，委員長が招集する。

2 会議の議長は，委員長をもって充てる。

3 委員長は，必要に応じ出席を要しない委員をその都度指定することができる。

（部会）

第 5 条 委員会は，委員会の事務を補佐するため，必要に応じて部会を設けることができる。

2 部会は，委員長が指名した職員をもって構成する。

3 部会に関し必要な事項は，委員長が定める。

（関係者の出席等）

第 6 条 委員長は，委員会における調査又は審議のため必要があるときは，その事案につき関係職員の出席説明，資料の提出等を求めることができる。

（庶務）

第 7 条 委員会の庶務は，総務部において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

附 則

この訓令は、平成27年3月4日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日訓令第2号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。